

選 考 の 基 準

次の事項を選考の基準とし、総合的に審査します。

- | | |
|------------------------|------------------------|
| ○デザイン性に優れていること | ○まちなみや周辺の景観と調和がとれていること |
| ○安全で快適な建築空間を創出していること | ○環境負荷の低減に配慮していること |
| ○防災への配慮がなされていること | ○施工上優れていること |
| ○その他、独自の取組や提案がなされていること | |

※建築基準法等の諸法令に適合しており、かつ近隣等との紛争が生じていないこと等も含む。

第26回千葉県建築文化賞検討会議

【敬称略 委員は五十音順】

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| 委員 長 北原 理雄：千葉大学名誉教授 | 委 員 穎原 澄子：千葉大学大学院准教授 |
| 副委員長 岩村 和夫：東京都市大学名誉教授 | 委 員 岡部 明子：東京大学大学院教授 |
| | 委 員 竹江 文章：一般社団法人千葉県建築士会会長 |
| | 委 員 藤本 香：建築士、千葉大学非常勤講師 |

千葉県建築文化賞の実績(応募点数・受賞作品数)一覧

回数	年度	応募総数	建 築 文 化 賞			建築文化奨励賞
			部 門		合計	
1～19回計 (H6～H24)		1,600	景観上優れた建築物の部	46	96	58
			ユニバーサルデザインに配慮した建築物の部	26		
			環境に配慮した建築物の部	24		
20	H25	68	一般建築物の部	4	6	2
			住宅の部	2		
1～20回計		1,668			102	60

回数	年度	応募総数	部 門	建 築 文 化 賞			
				部門別内訳	最優秀賞	優秀賞	入賞
21	H26	52	一般建築物の部	1	2	3	6
			住宅の部	0	1	2	3
22	H27	54	一般建築物の部	1	3	2	6
			住宅の部	1	1	0	2
23	H28	98	一般建築物の部	0	3	2	5
			住宅の部	0	3	1	4
24	H29	81	一般建築物の部	1	3	2	6
			住宅の部	0	2	1	3
25	H30	75	一般建築物の部	0	2	3	5
			住宅の部	1	2	1	4
26	R 1	67	一般建築物の部	1	2	3	6
			住宅の部	1	1	1	3
合計		427		7	25	21	53

- ※1 千葉県建築文化賞は、「景観上優れた建築物の部」及び「高齢者・障害者等に配慮した建築物の部」の2部門への表彰制度として平成6年度に創設。
- ※2 第3回(平成8年度)に「建築文化奨励賞」を新設。
- ※3 第5回(平成10年度)に「環境に配慮した建築物の部」部門を新設。
- ※4 第12回(平成17年度)に「高齢者・障害者等に配慮した建築物の部」から「ユニバーサルデザインに配慮した建築物の部」へと部門の名称を改称。
- ※5 第20回(平成25年度)に「景観上優れた建築物の部」、「ユニバーサルデザインに配慮した建築物の部」及び「環境に配慮した建築物の部」の3部門から「一般建築物の部」及び「住宅の部」の2部門へと部門を再編。
- ※6 第21回(平成26年度)より「建築文化賞」及び「建築文化奨励賞」から「最優秀賞」、「優秀賞」及び「入賞」へと賞の区分を再編。

千葉県建築文化賞は、多くの皆様の協力で支えられ、回を重ねてまいりました。
 その間、県下の広い地域にわたり、155(奨励賞を含めると215)の建築物が受賞され、
 それぞれの地域に根付いています。
 第27回の作品応募は、令和2年夏頃行う予定です。皆様方の御応募をお待ちしております。

